

瑞穂監第52号
平成30年3月26日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「商工農政課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「商工農政課」における平成29年4月1日から平成29年12月末日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「委託料」について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し監査を行った。

商工農政課は、課長以下職員7名と補助職員2名で次の事務を行っている。また、農業委員会事務局を兼務している。

- (1) 農林水産業の振興に関すること。
- (2) 農林水産団体との連絡調整に関すること。
- (3) 農業振興地域整備事業に関すること。
- (4) 農業共済に関すること。
- (5) 家畜伝染病の防疫に関すること。
- (6) 水田農業構造改革に関すること。
- (7) 地域農政に関すること。
- (8) 有害鳥獣対策に関すること。
- (9) 特定農地に関すること。
- (10) 商工業に関すること。
- (11) 企業誘致に関すること。
- (12) 労働行政に関すること。
- (13) 計量に関すること。
- (14) 消費者行政に関すること。
- (15) 観光に関すること。
- (16) 緑化に関すること。
- (17) 産業振興イベントに関すること。
- (18) 農業等団体の育成に関すること。
- (19) 農薬・病害虫防除に関すること。
- (20) 漁業に関すること。
- (21) 多面的機能支払交付金事業に関すること。
- (22) 東京都瑞穂町との交流事業に関すること。
- (23) 土地改良事業に関すること。
- (24) 農業農村整備事業に関すること。
- (25) 県単独ほ場整備事業に関すること。
- (26) 農業委員会に関すること。
- (27) 農業者年金に関すること。
- (28) 国有農地等に関すること。

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所

平成30年2月13日（火）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び委託料の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

商工農政課における財務の執行状況については、次のとおりで、おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成 29 年 12 月末日現在

| | 予 算 額 (円) | 収入・執行済額 (円) | 比率 (%) |
|-----|-------------|-------------|--------|
| 歳 入 | 98,336,000 | 31,047,971 | 31.6 |
| 歳 出 | 237,325,000 | 150,216,275 | 63.3 |

(1) みずほふれあいフェスタについて

みずほふれあいフェスタは、毎年 11 月上旬に瑞穂市役所巢南庁舎周辺を会場とし、特産品の浸透及び販売拡大を図るとともに、瑞穂市の活性化を図ることを目的とするイベントである。

開催日及び企画・実施運営業務委託に関する年度別の支出額は、以下のとおりである。

平成 29 年 12 月末日現在

| | 開催日 | 支 出 額 (円) |
|----------|------------------------|-----------|
| 平成 27 年度 | 平成 27 年 11 月 7 日及び 8 日 | 9,396,000 |
| 平成 28 年度 | 平成 28 年 11 月 6 日 | 7,020,000 |
| 平成 29 年度 | 平成 29 年 11 月 5 日 | 7,514,640 |

2 委託料について

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|--------------------------------|---|--|
| 1 | みずほふれあいフェスタに関する企画・実施運営業務委託について | <p>みずほふれあいフェスタは指名競争入札によって契約を行っている。一方、平成 30 年度に実施を予定している瑞穂市制 15 周年記念事業は、類似したイベントも散見されるものの、公募型プロポーザル方式を採用している。</p> <p>そこで、みずほふれあいフェスタにおいても同様の方式を検討しているのか意向を確認したところ、地元の産物を販売すること、地域団体と連携して市の活性化を図ること、業務内容の多くは会場設備に関する費用が主となるため、公募型プロポーザル方式は適さない旨の回答であった。</p> | <p>「瑞穂市制 15 周年記念事業公募型プロポーザル方式による企画提案書募集に関する公表」の業務概要や業務説明書等によると、特産品の販売や地域の各種団体との連携など、みずほふれあいフェスタの趣旨や方針と合致するものが極めて多い。また、契約後に受託業者よりイベントの企画案が提出されることから、公募型プロポーザル方式による企画提案書募集を検討する余地はある。</p> <p>平成 30 年度は、みずほふれあいフェスタだけではなく瑞穂市制 15 周年記念事業も予定されており、事業内容の一部が重複する可能性は高い。担当課同士で情報を共有し、今後のみずほふれあいフェスタの事業内容、契約・実施方法等を十分に精査していただきたい。</p> |
| | | <p>業務遂行体制の確保として、仕様書には「必要十分な人員を配置すること」となっているが、実際には担当課以外の職員にも参加要請を行っていた。しかし、時間外勤務手当の支給等の対応は行われておらず、ボランティアとしての参加である旨の回答であった。</p> | <p>平成 30 年度からはみずほふれあいフェスタに参加要請した職員に対して、時間外勤務手当を支給して対応していく予定とのことである。</p> <p>当該事業に限らず、職員に職務として参加要請をする以上、時間外勤務手当の支給等の適切な対応を行うべきである。</p> |
| | | <p>仕様書には「交通安全協会への昼食代金の支払を行う（購入は瑞穂市総務課が行う）」と記載されているが、総務課からの支出はなかった。</p> | <p>仕様書の「交通安全協会への昼食代金の支払を行う（購入は瑞穂市総務課が行う）」について、総務課からの支出はなく、仕様書の誤りとの回答であった。</p> <p>平成 28 年度の仕様書にも同じ記載があることから、前年の仕様書を精査することなく業務委託したと言わざるを得ない。毎年行う事業であっても、必ず適切な仕様となっているか確認し、事業を推し進めていただきたい。</p> |

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|-----------------|--|---|
| 2 | カラスの巣撤去業務委託について | 牛牧北部防災コミュニティセンターで行われたカラスの巣撤去業務委託について、支出負担行為兼支出金調書には請求書のみが添付されており、記載されていた請求書の日付、受理日及び検収日はすべて平成29年5月8日となっていたが、支出負担行為日は同年4月27日となっていた。 | 牛牧北部防災コミュニティセンターで行われたカラスの巣撤去業務委託は、平成29年4月27日に実施したため、実施日を支出負担行為日としたことである。 しかし、支出負担行為兼支出金調書の添付書類は請求書のみで、請求書の日付、受理日及び検収日が記載されていたが、すべて同年5月8日となっていた。実施日と主張する4月27日を示す根拠はない。 今後は、課内で十分に確認し、適切な調書の作成に努めていただきたい。 |

3 その他について

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|-------------------|---|--|
| 3 | ふるさと農村活性化対策基金について | ふるさと農村活性化対策基金について、基金の設立経緯の調査や岐阜県等に相談するなど、現在はその使用方法について模索している状況であった。 | ふるさと農村活性化対策基金については、岐阜県ではふるさと農村活性化対策調査研究事業の財源として使用されており、市がこの事業の対象地域であるためには、基金造成市である必要があるとの回答であった。しかし、市が上記事業の対象地域とならなければならない明確な説明はなかった。基金造成市である必要性を十分に検討し、有効に活用していただきたい。 |
| 4 | ふれあい農園について | ふれあい農園条例に定められた公募が行われていなかった。また、ふれあい農園条例施行規則には公募が多数の場合は抽選を行う旨が定められているが、ホームページや広報紙には先着順と記載されていた。 | ふれあい農園条例及びふれあい農園条例施行規則に反した取り扱いとなっているため、現状に合わせて見直しを行うことである。 監査の意見によって初めて見直すのではなく、前例踏襲とならないよう常に意識しながら事務に取り組んでいただきたい。 |
| | | ふれあい農園の利用状況については、十九条農園が32区画中31区画、祖父江農園が22区画中21区画、本田農園が30区画中11区画が利用されているとのことであった。 | ふれあい農園条例等を現状に合わせて改正することであるので、同時に利用状況の悪い農園については区画面積の変更や複数区画を利用できるようにするなどの工夫を検討するとともに、積極的な広報により、できるだけ多くの区画が利用されるよう尽力していただきたい。 |

| 番号 | 内 容 | 監査の結果 | 監査の意見 |
|----|------------|--|--|
| 5 | 旅費の未執行について | 消費者行政費として旅費が予算計上されているものの、未執行の状態であった。 | 消費者行政費の旅費については、公用車で移動できる会場への研修であったため未執行となっているとの回答であった。 研修計画等を作成し適正な予算計上を行うとともに、今後も積極的に研修に参加し、消費者行政の資質向上に努めていただきたい。 |
| 6 | 需用費について | 農業総務費の需用費として、ふせん、シャープペン、消しゴムなどの文具を複数回購入していた。 | 平成 24 年度に実施した行政監査で、「共通文具のリストを作成して情報共有を図り、各部署で購入しないようにするとともに、使用数量を把握して計画的かつ効率的な購入に努められたい」と意見を付したところ、管財情報課からは「会計課と連携して、比較的購入実績のある文具から在庫管理し、全体文具の予算管理をしていく」との措置状況の回答であった。 上記の状況を再度認識し、極めて特殊性の高いものでなければ、当然に共通文具を使用すべきである。 |

以上